



熊本県公報

第12866号
令和元年(2019年)
10月15日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可……………(農村計画課) 1
- 土地改良区の定款変更の認可……………(") 1
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 1
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(") 1
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(") 2
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(") 2
- 熊本県営住宅等の指定管理者の募集……………(住宅課) 2
- 農用地利用配分計画の認可申請……………(農地・担い手支援課) 4
- 農用地利用配分計画の認可申請……………(") 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(商工振興金融課) 5

登 載 依 頼

- 令和元年度(2019年度)第3回熊本県公共事業再評価監視委員
会の開催……………(熊本県公共事業再評価監視委員会) 6
- 熊本県警察統合OAシステム用サーバー及び関連機器)令和元年度
(2019年度)導入分)の貸貸借に係る一般競争入札による落札者
等の決定……………(警察本部情報管理課) 6
- 第1回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会の開催……………(教育政策課) 6

公 告

熊本県公告第376号

熊本市に事務所を置く池上土地改良区理事長から令和元年(2019年)9月4日付けで申請のあった定款の変更については、令和元年(2019年)10月3日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。
令和元年(2019年)10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第377号

玉名郡南関町に事務所を置く南関町土地改良区理事長から令和元年(2019年)5月27日付けで申請のあった定款の変更については、令和元年(2019年)10月3日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。
令和元年(2019年)10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第378号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和元年(2019年)10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字西沖野3955番6及び同3955番9
324.26平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市幾久富1909番地749ファーストプレイス合志2棟104号
渡辺 泰貴

熊本県公告第379号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和元年(2019年)10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市幾久富字陣野内1315番1
872.07平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺三丁目9番5号
株式会社ヤマックス

熊本県公告第380号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字杉水字矢鉾3079番の一部
4,949.98平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区世安町361番地2
株式会社みらいコンシェルジュ

熊本県公告第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字北屋敷1612番1
488.30平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字上島1992番地グランドイール嘉島302
石坂 謙太
石坂 美由紀

熊本県公告第382号

県が設置する公の施設の指定管理者について、次のとおり募集する。

令和元年（2019年）10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 名称
県営住宅、県営改良住宅、共同施設及び地区施設（以下「県営住宅等」という。）
- (2) 所在地
熊本市、荒尾市、水俣市、宇土市、合志市及び菊池郡菊陽町
- (3) 施設の規模等
- ア 敷地面積 726,757.06平方メートル
- イ 建物延床面積 533,099.57平方メートル
- (4) 施設の概要
団地数42、管理戸数8,524戸（令和元年（2019年）9月1日現在）
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 入居者の公募に関する業務
- (2) 入居者への指導及び連絡に関する業務
- (3) 県営住宅等の明渡し手続に関する業務
- (4) 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務
- (5) 駐車場の管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が県営住宅等の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年（2020年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで
- 4 参加資格
次に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第2

25号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(7) 貸金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

(8) 賃貸住宅を1,000戸以上管理していること。

(9) 賃貸住宅の管理の経験を3年以上有していること。

(10) 一級建築士の有資格者が常勤で在籍すること。

(11) 住宅の管理を受託しながら、責務を十分に果たせなかった事例がないこと。

5 申請の手続

(1) 申請書類

申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書

イ 熊本県営住宅指定管理者事業計画書及び収支予算書

ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、

収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他団体の

業務内容を明らかにする書類

キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）

ク 納税証明書

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

(イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていないもので県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

ケ その他知事が必要と認める書類

(ア) 県営住宅等の管理運営業務に係る従業員名簿及び賃金台帳

(イ) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求、受領団体等を明らかにした書類で、国土交通省策定の共同企業体運用準則における特定建設工事共同企業体協定書（甲型）に準じて作成したもの）

(ウ) 賃貸住宅管理実績申立書

(エ) 一級建築士の資格を証明する書類の写し及びその者が常勤で在籍することを証する書類

(オ) 支店等で申請する場合は、熊本県営住宅の管理運営に関する協定を締結できる権利能力を有することを証する書類

(カ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に関する申立書

(2) 申請書の提出先

熊本県土木部建築住宅局住宅課管理班（県庁行政棟本館12階）

郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号096-333-2550

ファックス番号096-384-5472

(3) 提出期間

令和元年（2019年）10月17日（木）から令和元年（2019年）10月31日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(4) 提出部数

正本1部、副本10部

6 指定管理候補者の選定

令和元年（2019年）11月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において選定する。

なお、選考委員会では、各委員が県の定めた審査基準に基づいて審査・採点を行い、選考意見を取りまとめる。

7 募集要項の配布

5の(2)に定める場所で、令和元年（2019年）10月4日（金）から令和元年（2019年）10月31日（木）までの間に配布する。

8 説明会

(1) 日時

令和元年（2019年）10月16日（水）午後2時から

(2) 場所

県庁行政棟本館12階 住宅課分室（住宅課隣）

(3) その他

説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等を5の(2)に定める提出先へ所定の様式によりあらかじめ連絡すること。

9 留意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 ア 申請書等の提出方法、提出先、提出期限等を守らなかったとき。
 イ 申請書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書等に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び選考委員会での検討のため複写することがある。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 委託料は、県営住宅等の管理運営に係る経費とする。
- (4) 問合せ先
 5の(2)に同じ。

熊本県公告第383号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）10月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
岩崎 裕尚	八代市上日置町	八代市興善寺町字井樋下145番ほか1筆
江副 秋成	八代市鏡町北新地	八代市昭和明徴町字共栄304番1
山田 元男	八代市鏡町野崎	八代市鏡町芝口字四番割257番ほか3筆
平崎 和志	八代市鏡町中島	八代市鏡町中島字小溝827番
岩村 信吾	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壱五番割464番1ほか1筆
あしきた農業協同組合	葦北郡芦北町佐敷	葦北郡芦北町大字花岡字竹下385番68ほか2筆
あしきた農業協同組合	葦北郡芦北町佐敷	葦北郡芦北町大字花岡字古町309番34
農事組合法人たらぎ大地	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字奥野字杉園1462番ほか3筆
農事組合法人たらぎ大地	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字樋掛1971番
津下 静夫	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字中高原80番47ほか2筆

2 申請年月日

令和元年（2019年）10月2日

熊本県公告第384号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）10月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
富野 澄夫	山鹿市鹿本町中分田	山鹿市鹿本町中分田字河原280番11
農事組合法人井手下ファーム	山鹿市鹿本町下分田	山鹿市鹿本町下分田字下河原460番12ほか2筆
農事組合法人北出ファーマーズ	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壺五番割430番1ほか1筆
本田 綜一	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壺五番割430番1ほか1筆
久保田 豊	八代市郡築四番町	八代市郡築三番町75番1
片岡 孝充	八代市植柳新町	八代市本野町字西道善寺2399番
宮田 正雄	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字貳番割166番1ほか1筆
宮崎 史	八代市鏡町宝出	八代市鏡町宝出字壺四番割395番1ほか4筆
山下 暁彦	八代市坂本町荒瀬	八代市坂本町百済来下字山田作296番7
山下 暁彦	八代市坂本町荒瀬	八代市坂本町西部い字大屋敷661番1
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深田西	人吉市上原田町字菖蒲字菖蒲前1666番ほか6筆
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深田西	人吉市上原田町字菖蒲字内布道上1227番ほか5筆
谷口 一也	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字新替1980番ほか2筆
田中 裕一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字堂ノ下2233番1ほか2筆
尾里 勇一	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字下ノ原4219番ほか12筆

2 申請年月日

令和元年(2019年)10月3日

熊本県公告第385号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年(2019年)10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターT A I Y O リンドマール店

天草市船之尾町279番6

2 変更しようとする事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時30分

閉店時刻 午後8時30分

(変更後) 開店時刻 午前9時30分

閉店時刻 午前0時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時00分～午後9時00分

(変更後) 午前9時00分～午前0時30分

3 変更する年月日

令和元年(2019年)12月1日

4 届出年月日

令和元年(2019年)9月30日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部総務振興課

令和元年（2019年）10月15日から令和2年（2020年）2月15日まで

登 載 依 頼**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第3号**

令和元年度（2019年度）第3回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

令和元年（2019年）10月15日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
令和元年（2019年）10月28日（月）
午後1時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事
令和元年度（2019年度）公共事業再評価対象事業について（詳細審議）
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。
(2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県農林水産部技術管理課）
電話096-333-2467

熊本県警察本部公告第56号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年（2019年）10月15日

熊本県警察本部長 小 山 巖

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器（令和元年度（2019年度）導入分）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部情報管理課
- 3 落札者を決定した日
令和元年（2019年）8月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
熊本市中央区水道町8番6号
NECキャピタルソリューション株式会社熊本営業所
- 5 落札金額（月額）
5,926,679円（うち消費税及び地方消費税の額538,789円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和元年（2019年）6月28日

熊本県教育委員会公告第14号

第1回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会の開催について
第1回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会を次のとおり開催します。

令和元年（2019年）10月15日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 開催日時
令和元年（2019年）10月21日（月） 午前10時から正午まで
- 2 場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18-1
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題

- (1) 第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランの成果と課題について
- (2) 熊本県教育委員会の点検及び評価（平成30年度対象）について
- (3) 今後のスケジュールについて

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴を希望される方は、午前9時50分までに会議の会場において受付を行います。
- (2) 傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定します。

6 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県教育庁教育政策課

(電話 096-333-2672)